

厚木市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手の続の実施)

第 2 条 条例第 6 条第 5 項本文の規定による実施機関が選択する他の参加手法による市民参加の手の続は、次に定める手の続の数により実施するものとする。

(1) 厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）第29条第 1 項第 1 号に該当するものうち、条例の制定、改正又は廃止 2 以上の参加手法による実施

(2) 自治基本条例第29条第 1 項第 2 号に該当するもの

ア 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 2 以上の参加手法による実施

イ 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画の策定、改定又は廃止 1 以上の参加手法による実施

(3) 自治基本条例第29条第 1 項第 3 号に該当するもの 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 1 以上の参加手法による実施

2 条例第 6 条第 5 項ただし書に規定する実施機関がその必要がないと認めるときとは、条例の制定、改正又は廃止を除く自治基本条例第29条第 1 項第 1 号に該当する対象行為において、パブリックコメント手続を実施したときとする。

(審議会等の委員の公募等)

第 3 条 市長は、条例第 9 条第 2 項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の 5 分の 1 以上を公募により選出するよう努めるものとする。

(1) 法令により委員の資格が限られているもの

(2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの

(3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

(4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第 9 条第 2 項第 1 号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の名称及び所掌事務

(2) 募集する委員の数及び任期

(3) 応募資格及び応募方法

(4) 会議開催の予定時期及び予定回数

(5) 報酬等の有無

(6) その他市長が必要と認める事項

4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 委員を募集した期間

(3) 委員の選考方法

(4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由

(5) その他市長が必要と認める事項

(パブリックコメント手続)

第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法

は、次のとおりとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参

(5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

(意見交換会)

第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見交換会の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民会議)

第6条 市長は、条例第13条第1項の規定に基づき市民会議を設置したときは、当該市民会議に対し、検討事項に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該検討事項に関する資料を提示するものとする。

- 2 市長は、検討事項に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を市民会議に出席させること等当該市民会議の運営について必要な支援をするものとする。
- 3 条例第13条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ)

第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

- 2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(意向調査の公表事項)

第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表)

第9条 条例第16条の規定による市民参加の手續の実施予定の公表は、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 対象行為
- (2) 市民参加の手續の手法
- (3) 市民参加の手續の実施期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第16条の規定による市民参加の手續の実施状況の公表は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 市民参加の手續への参加者数等
 - (2) 条例第6条第7項に規定する理由
- (公表の方法)

第10条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布
 - ア 市民参加の手續を実施する所管課の窓口
 - イ 市政情報コーナー
 - ウ 厚木市地区市民センター
 - エ 厚木市役所連絡所
 - オ 厚木市立中央図書館
 - (2) 市の広報紙への掲載
 - (3) インターネットを利用しての閲覧
 - (4) その他市長が適当と認める方法
- (その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。